

高 農 委 第 9 4 号

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市農業委員会

会長 三 笠 輝 彦

令和 9 年度高松市農地等利用最適化推進施策等 に関する改善意見

我が国の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等により「農地と人」の構造的な課題が深刻化しており、令和 7 年度の食料自給率は、カロリーベース目標である 45%に対して 37%と依然伸び悩む状況であり、大変厳しい状況にあります。

その一方で、気候変動や国際紛争の影響により、食糧やエネルギー資源、肥料、農業資材、飼料などの価格が高騰し、農業経営者の負担は大きく、新たな農業後継者の確保が一層困難となっています。

このような中、昨年 4 月、国においては、食料安全保障と農地の総量確保を重点方針として具体的な政策目標を掲げる「食料・農業・農村基本計画」を策定し、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしています。

また、香川県では、本年 3 月に、本県の農業・農村の未来を拓き、次世代へ継承するため、香川県農業・農村基本計画を新たに策定し、「攻め」、「守り」、「食の安定供給」を 3 本柱に掲げ、総合的かつ計画的に施策を推進することとしています。

本市においても、令和 6 年 3 月に策定した高松市農業振興計画に基づき、創造性豊かで持続可能な農業の実現に向け、「人づくり」、「ものづくり」、「基盤づくり」、「地域づくり」の 4 つの基本方針をもとに種々の施策に鋭意取り組み、農業施策を総合的かつ計画的に推進しています。

これらの状況の下、本市農業委員会は、改正農業委員会法の施行以降、継続的に、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、「農地等利用の最適化」の推進に向け、委員が一丸となり、積極的な取組を行っています。

しかしながら、このような様々な取組を進めてもなお、「農地」と「担い手」の問題を始め、農業者の努力や地域の活動だけでは様々な課題の解決が困難な状況であり、農業委員会を始め、ＪＡ・市・関係機関がそれぞれの連携をますます強化して、効果的な施策・事業を進めることが不可欠であります。

このようなことから、次のとおり高松市農地等利用最適化推進施策等について具体的な改善意見を取りまとめました。

つきましては、令和９年度高松市農業施策の予算・事業に確実に反映されるよう、農業委員会等に関する法律第３８条第１項の規定に基づき意見を提出いたします。

記

１ 担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善について

（１） 地域計画のブラッシュアップ

本市の地域計画においては、１０年後の耕作者が未定の農地が８割以上もあり、現状のままでは時間の経過とともに耕作者がいなくなり、耕作放棄地になることは避けられない。

そこで、地域計画の実現に向けて、策定後も適宜見直し、農地の利用集積を進めるとともに、本市の地域計画の担い手については、販売農家に限定せず、農地利用の受け皿となる幅広い人材を積極的に位置づけること。

また、市・関係機関・団体及び農業者が参加した地域の話合いを継続すること。

さらに、地域計画の一層のブラッシュアップを図るため、地域計画コーディネーターを募集し、協議の場に派遣すること。

（２） 中心経営体の確保と担い手の育成支援

昨年６月に香川県農業会議と本市を含めた県内市町農業委員会が掲げた「第３次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」の下、農地利用の最適化活動の一層の取組強化を進めているが、農業後継者が減少する中、農地利用の受け皿となる中心経営体の確保が喫緊の課題であることから、引き続き、地域計画に位置づける認定農業者や集落営農組織などの中心経営体の確保と担い手の育成を推進すること。

また、農業用機械や施設整備の助成など、経営規模の拡大を希望する担い手への支援のための予算を十分に確保すること。

（３） 多様な農業人材への支援

地域計画の実現において、兼業農家や半農半Ｘなどの多様な農業人材は、農地管理の重要な役割を担うことから、令和６年度から県が推進している多様な農業人材支援事業に係る予算を確保するとともに、県に対しても、事業費拡大の予算要望を行うこと。

また、多様な農業人材の要件である５０万円以上の販売農家については、事業取組を推進するため、販売額などの条件緩和について、県に要望を行うこと。

さらに、多様な農業形態においては、機械施設などの設備投資は大きな負担となることから、レンタル農機などの活用を検討すること。

（４） 地域計画における農用地利用集積等促進計画への支援

本市では、昨年３月２４日付けで地域計画が策定公告され、地域計画の達成に向け、市内における農地の貸借は、原則、香川県農地機構を介した手続となり、その取扱数の増加や地域計画との調整など、香川県農地機構の業務量も大幅に拡大していることから、農地の貸借機会を損なうことがないよう、本市における集積専門員の増員を始め、一部事務委託による人件費等の活動予算を確保し、香川県農地機構の取組に対して支援すること。

また、県にも同様のことについて強く要請すること。

(5) 小規模基盤整備事業の促進

小規模農家が多い本市の実情を踏まえ、小規模農地の利便性向上のため、本市の「高松市土地改良事業（小規模ほ場整備事業）」（事業費の100分の85以内、2戸以上で1団地概ね1ha以上）については、より一層活用されるよう、小規模農家への対応など、補助率の見直しや受益面積に係る要件の緩和を検討すること。

また、県の「地域計画実現化促進生産基盤整備事業」（補助率は事業費の県100分60と市100分の37の合計100分の97以内、要件は地域計画内の2戸以上で総事業費が30万円以上）が、より一層活用されるよう、地域計画における基盤整備の推進に取り組むとともに、必要な予算を十分に確保すること。

2 遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善について

(1) 条件不利地における農地利用の支援

我が国において、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、農業の担い手が減少の一途をたどり、荒廃農地の増加が危惧され、特に、耕作条件の悪い中山間地域などでは、その傾向が顕著になっている。

そこで、香川県農地機構に対して、貸付希望のある農地の貸借機会を損なうことがないように、より積極的な受入れと、農地中間管理事業の推進を働きかけるとともに、同事業の対象外となる農地の利用や管理の在り方、並びに本市の支援策について検討すること。

(2) 地域における水路機能の確保

地域における農業用水路の役割は、稲作などの水田以外にも、雨水排水や生活排水など環境の保全に大いに寄与している。

しかしながら、農業従事者の高齢化や減少に伴い、国の多面的機能支払交付金を活用しても、その受け皿となる農業者がいない地域では、

水路の清掃及び管理などの維持活動が重い負担となっている。

そこで、農業用水路の機能を持続的に確保するため、地域の住民や組織など農業以外の者とも連携した仕組みを構築すること。

また、地域環境の維持に対する住民意識の醸成を図ること。

（３） 遊休農地の発生防止等の取組支援

農地の有効利用及び遊休農地の発生防止のための、本市の「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」については、事業上限額（１か所当たり200万円）や補助率（集落営農組織が事業費の100分の85以内、それ以外は100分の75以内）の見直しと併せて補助要件の緩和を検討すること。

併せて、県の「遊休農地等利活用促進事業」（補助率は事業費の県10分6と市10分の3の合計10分の9以内、中山間地域等は県10分6.5と市10分の3の合計10分の9.5以内）についても、より一層活用されるよう、小規模農家への周知などと併せて、十分に予算を確保するとともに、県に対しても、同様の働きかけを行うこと。

（４） 農地の適正な管理への取組強化

遊休農地の増加により、雑草の繁茂による近隣トラブルが深刻化しており、一方では、狭小や不整形などの条件不利な農地であるため、借り手も見つからず、農地所有者が管理しようとしても、労力や資金面の理由から改善が困難となり、遊休化した農地が多く見られる。

本市では、市内における草刈り等の維持管理の委託を担う地域支援組織を支援し、遊休農地の再生事業に係る経費補助などの支援策を行っているが、実績は伸び悩んでいる状況であることから、事業活用を推進すること。

また、遊休農地の再生事業活用の大幅な増加に対しても対応できるよう十分な予算確保を行うこと。

さらに、自走式管理機械などの貸出制度の構築も検討すること。

(5) 外来生物による被害に係る対策及び体制強化

有害鳥獣や外来生物による被害は、農業経営における経済的損失だけでなく、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加の一因となり、農業生産に深刻な影響を及ぼしている。

昨今、外来生物のスクミリンゴガイ（通称：ジャンボタニシ）による水稻被害が深刻化しており、一方で、桜や梅、桃などの樹木を枯らす「クビアカツヤカミキリ（特定外来生物指定）」が全国に急拡大していることから、外来生物による被害防止に努めるとともに、クビアカツヤカミキリの水際対策や被害対策人材の育成・確保に取り組むこと。

3 新規参入等担い手に関する施策の改善について

(1) 新規就農の促進

農業従事者の高齢化により、本市地域計画の中で10年後の農地管理者が減少する中、今後の地域農業を支えるためには、意欲ある新規就農者の確保は不可欠であることから、営農技術の習得、資金や農地の確保、就農計画の作成支援、就農後の営農指導などについて、関係機関がきめ細かくサポートすること。

また、地域における就農相談を実施し、地域計画への位置付けを支援すること。

(2) 新規就農支援制度の活用支援

農業への人材の、より一層の呼び込みと定着を図るため、農林水産省は、新規就農者育成総合対策の中で、経営発展支援事業である農業機械・施設などの費用補助のほか、経営開始資金165万円/年（就農開始後の最長3年間）や就農準備資金165万円/年（研修期間中の最長2年間）により、農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引き上げることを事業目標として掲げている。

その対象者はいずれも、就農時49歳以下の認定新規就農者となるため、就農志望者の掘り起しや事業取組への誘導、地域計画への位置

付けなど、漏れなく実施すること。

また、必要な予算を十分に確保すること。

(3) 集落営農組織の育成及び体質強化

地域計画において、農事組合法人や集落営農組織などの団体組織は、地域農業の担い手として重要な役割を担うが、構成員の高齢化により、後継者が途絶え、近い将来、深刻な担い手不足が予想される。

そこで、集落営農組織の育成や体質強化、後継者の確保を図るため、経営を担う人材の育成・確保、任意組織の法人化、組織運営などを誘導する支援員を地域ごとに配置するなど、迅速かつ的確に指導・助言ができる体制を構築すること。

(4) 女性農業者の支援並びに女性役員の登用推進

本年3月、国は、女性の一層の社会参画を促すため、新たに、第6次男女共同参画基本計画を策定し、農業分野においても、農業委員、JA役員（経営管理委員）、土地改良区理事の積極的な女性登用を求めている。

それらを踏まえ、本市における女性農業者の研修機会の充実や農政への積極的な参加意識の醸成など、女性が農業の新たな担い手として、地域に定着し、活動しやすい場の創出に努めること。

また、女性役員数が少ない農業団体に対しては、引き続き、状況を改善するよう働きかけを行うこと。

(5) 農業承継登録制度の創設

新たに農業を始めるためには、農業機械や栽培用施設の購入など就農時に欠かせない大きな費用負担が生じる。

一方で、人口の減少や農業者の高齢化が進んでおり、子どもなどに農業経営が引き継がれないまま、離農する農業者も多く存在する。

そこで、離農者の農業機械や栽培用施設などを有効活用するととも

に、新規就農者の負担を軽減するため、後継者がいない農業者と新規就農者をマッチングする登録制度の創設について検討すること。

さらに、県下における同制度の創設についても県に要請すること。

4 農業・農村を取り巻くその他の施策の改善について

(1) スマート農業技術の普及拡大

本市では、認定農業者や新規就農者等を対象に農作業の省力化や農産物の高品質化を図るスマート技術の導入経費やシステム利用経費を補助しているが、農作業の省力化を図る農業用ドローンの活用をさらに広く普及・拡大させるため、補助の対象範囲を認定農業者等の特定の農業者以外にも拡大すること。

また、操縦資格の取得に係る経費の支援など、オペレーターの育成に取り組むこと。

(2) ブランド力の強化及び海外輸出の促進

農産物の需要が減少する中で、農業者の所得及び生産意欲の向上を図り、農業が将来有望な産業として安定かつ継続的に発展することは、食料安全保障の観点から必要不可欠な取組であり、収益性が高い農産品の生産振興や高付加価値化が肝要となる。

そこで、高松産ごじまん品を始めとする、本市農産物の競争力を高めるため、産地育成のほか、6次産業化や農商工連携を進め、更なる広報、周知、啓発活動によりブランド化を図るとともに、海外需要の拡大と供給力の向上に取り組み、本市農産物の輸出の促進に努めること。

(3) 農業分野における市民理解の醸成に向けた食育の推進

昨年4月、国は、「食料・農業・農村基本計画」を策定し、昨今の不安定な国際情勢による農産物の価格高騰を踏まえ、今後、国内での食料安全保障を主な取組とした様々な農業施策を実施することとしてい

る。

昨今の食料自給率の低迷から持続的な国内の食料生産が危ぶまれており、それらの現状と危機意識の醸成を図るために、消費者である市民の農業生産現場への参加や、農作業体験の受入れなど、農業者との幅広いふれあいを促す生産現場における食育の機会を増やすこと。

(4) 農業用資材・飼料・燃油等価格高騰に係る支援

国際情勢による円安や原油価格高騰などの影響から、電気料金や灯油・ガソリン価格が上昇し、特に、肥料や飼料、農薬など農業資材の高騰は農業者の経営を直撃し、農業経営の全般にわたり深刻な影響を及ぼしており、既存の制度では現下の価格高騰に対して十分対応できていない。

そこで、持続可能な農業経営を目指す上で、農業者の所得を確保することは不可欠であることから、価格高騰対策に係る予算措置を講じるとともに、必要に応じて、国や県に更なる対策を要望すること。

(5) 農業委員会組織の体制強化

農地法を始め、農業経営基盤強化促進法や機構法の改正など、近年の農地管理制度の改正に伴い、農地政策上、農業委員会が重要視され、質・量ともにその役割と所管事務について拡大の一途をたどっている。

また、食料・農業・農村基本法の改正を受けて、食料安全保障に係る関係法令の改正や農業DXの積極的な推進を踏まえ、農業委員会の業務を、より適正かつ迅速に実施するために、農業委員会事務局の体制強化は必要不可欠であることから、農業委員会組織の体制強化として、事務局職員の増員について強く要望する。

(6) 農業DXを活用した現地調査の実施

農業委員会では、農地法の規定に基づき、毎年8月頃に市内の全農地を対象に、地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地の利

用状況を調査しているが、最近の気候変動による高温化や従事する委員の高齢化が大きな課題となっている。

一方で、本市においても、経営所得安定対策、中山間地域直接支払制度及び多面的機能支払制度に係る現地調査を補助事業ごとに毎年実施している。

そこで、農業DXの一環として、国は、調査における衛星写真やドローン撮影の活用を推奨していることから、本市においても、当該事業に係る現地調査において、一元的に衛星画像を活用することにより、効率的かつ持続可能な現地調査を実施すること。

また、県にも現地調査における県下での衛星活用を要望すること。

(7) 飲食料品の消費税率引下げに係る対応

本年8月5日、国が、消費者の負担を減らす目的で物価高騰対策として、令和9年4月から2年間に限り、現在8%としている飲食料品の消費税率（軽減税率）を1%に引き下げる基本方針を閣議決定し、消費者の負担軽減を行うこととしている。

一方で、農業者は、その大部分が消費税の免税事業者であり、売買代金に含まれる消費税が減少するため、売上代金としての収入も減少し、食品に区分される農産物を生産するために必要な種苗代、肥料や農薬等の資材代、燃料代、機械代などの経費は10%のまま据え置きであるため、実質的な手取りは大きく減少する。

以上のことから、今後、持続的な農業経営をする上で、農業者の負担増に関する対応が喫緊の課題であり、農業者の所得補償などの対応が必要であることから、市独自の所得確保支援の取組と併せて、国や県にその必要性を強く求めること。

(8) 実態に即した価格形成の推進

儲かる農業を考えることは、今後の農業を継続させるためにとっても重要なことであるが、現状においては、農業に係る肥料や農薬等の資

材代などの経費は市場物価の高騰に伴い、価格の高止まりが続いている。

持続的な農業経営を確保するためには、物価高騰に対する価格転嫁ができる仕組みづくりが急務であることから、本市における農産物の実態に即した価格形成について生活者の意識醸成に努めること。

併せて、有事の際における米や野菜など農産物の政府買入れも視野に入れた法整備が必要であることから、国や県に強く要望すること。